

ステルスマーケティングって何？

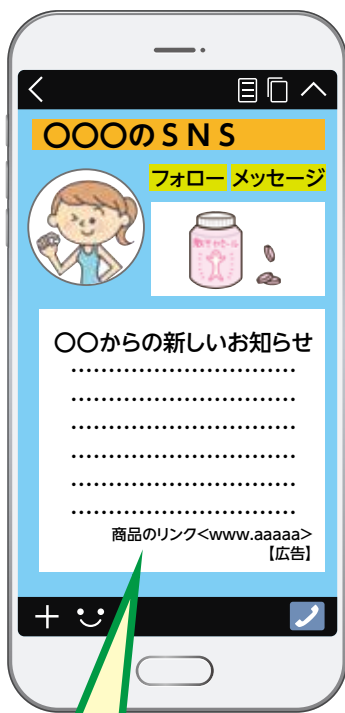
ネット広告を読み解く力

広告は消費者が商品・サービスを選ぶ判断材料になるため、正しくわかりやすく表示する必要があります。そこで、景品表示法や公正競争規約などでルールを定めています。

ところが、広告にも関わらず広告であることを隠して、事業者や事業者が依頼した第三者が口コミやおすすめ記事を投稿することがあります。この手法がステルスマーケティング（ステマ）で、消費者にとって広告であることがわかりにくくなっています。

ステルスマーケティングの例

表示内容全体から消費者が事業者の表示であることが不明瞭でわからないものが該当します。



事業者の表示であることが記載されていない、わかりにくい表示。



事業者の表示であることを大量のハッシュタグ(#)の中で表示。

動画内で一般消費者が認識できないほど短い時間で、事業者であることを表示する。



満足度
★★★★★!

不当な表示の規制

景品表示法で禁止されている不当な表示は、大きく分けて3つあります。

●優良誤認表示

商品やサービスの品質・内容について、実際よりもはるかに良いものにみせかける表示。



●有利誤認表示

販売価格などの取引条件を著しくお得に感じさせる表示。



●その他誤認されるおそれのある表示

消費者に誤認される恐れがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示。



ステルスマーケティングの規制

景品表示法では、ステルスマーケティングが「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難な表示」として、2023年10月より規制されています。

- 広告には、事業者がインフルエンサー等の第三者に依頼・指示するものを含む。
- インターネット上（SNSやレビュー投稿等）のほか、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの表示についても対象。

広告を見る時の注意ポイント

- **ニュース記事のように見えても「スポンサー」「広告」「PR」「AD」などの表示があれば広告です**
検索サイトの上位に表示されるサイトの多くは広告と考えて、発信元や公式サイトなどを確認しましょう。
- **魅力的な商品・サービスに見えても、いったん冷静になって比較検討しましょう**
「安い」「お得」「お試し」などの宣伝には何か条件や理由がないか、客観的に考える習慣をつけましょう。
- **信頼できるサイトかどうか確認しましょう**
オンラインショッピングサイトでは、「特定商取引法に基づく表記」から、事業者の情報（名称、住所、電話番号）、代金の支払いや商品の引き渡しの方法などをチェックしましょう。
- **通信販売はクーリング・オフ制度がありません**
注文を確定させる前に、サイト内の「利用規約（ご利用ガイド）」や「返品特約」を確かめましょう。
- **自分自身で判断できなければ、周囲の人の意見を聞き、相談しましょう**
困った時は消費者センターをご利用ください。

おぎくぼセンター祭に参加しました

9月8日（日）荻窪地域区民センターで行われた「おぎくぼセンター祭」に参加し、消費者センターの周知、消費生活団体の活動紹介などを行いました。当コーナーへの来場者は133名。「契約クイズ」にチャレンジしていただき、回答者にボールペンなどの啓発グッズを配付しました。



◇消費生活展

消費生活団体（消費者グループ連絡会、グループ・スリーS）の活動を展示で紹介しました。

◇消費者センター

消費者被害防止等のパネル展示、パンフレット類・ハンカチ等啓発グッズの配布を行い、契約トラブルの際は消費者センターに相談できることをお知らせしました。

消費生活特別講座を行いました



9月21日（土）、ウェルファーム杉並で「だまされない消費者になるための心理学」（講師：中央大学文学部教授・有賀敦紀氏）をテーマに特別講座を実施し、58名にご参加いただきました。人間は足りない情報を都合よく補完するなどの「認知バイアス」により、偏った情報処理をしてしまうことを様々な実験やデータを交え、わかりやすくお話しいただきました。

また、だましの手口を見破った「看破事例」の紹介が役立つという提案がありました。

こんな相談がありました!!

やめるためには違約金が必要！？ スポーツジム等での契約トラブルに注意！

相談事例

スポーツジムの無料体験を受け、「今日中に入会すれば、入会金無料。さらに初月の月会費も無料」と説明があり、入会することにした。数回通ったが、持病の腰痛が悪化したので、自分には合わないと思い退会を申し出た。ところが、「キャンペーンでの入会は、最低半年間継続することが条件。途中でやめるにしても、違約金として半年分の会費は支払ってもらう」と言われてしまった。

消費者へのアドバイス

●スポーツジム等、店舗で交わした契約は、原則クーリング・オフができません。

体調の変化で継続できなくなったとしても、一般的に事業者の定めた条件で解約することになります。

●契約書面や規約を必ず読み、内容を確認してから契約しましょう。

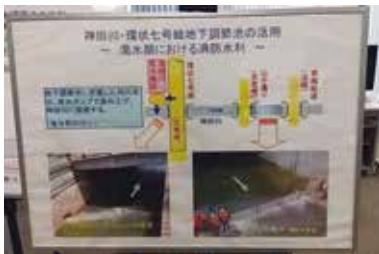
入会金無料や月会費の割引などのキャンペーンで契約した場合は、解約に特別な条件がついていることがあります。渡された契約書面には、必ず目を通しましょう。料金の安さに目が行きがちですが、事業者から契約内容について説明を聞き、料金設定や解約条件等を理解したうえで申し込みましょう。

●困った時は、消費者センターへご相談ください。

善福寺川取水施設・見学記

豪雨災害が頻発しています。東京都では豪雨対策として1988年より調節池の整備・建設を進め、工事は現在も続いています。今回、区内にある神田川・環状七号線地下調節池を見学しました。

1 調節池の効果



会議室での調節池の効果がわかるビデオでは、比較映像で取水施設が稼働すると河川の流量が減少することがわかります。完成前は3,100戸の浸水被害が起きましたが、完成後は50戸以下まで減少しました。

河川から調節池に水を取り込む口は「ドロップシャフト」で螺旋を描いて水が落下し、水音・振動を軽減する工夫がされています。実際の模型に水を流して説明がありました。

2 監視室



中央監視室は普段は無人ですが、注意報の発令で担当者2名が入室し、定点カメラで監視しながら、本部と連絡を取りつつ取水を行います。

3 地上より地下に降りる



地下調節池には長い階段やエレベーターで進みます。導水連絡管への扉が、以前画像で見た潜水艦のハッチのようで、水圧に耐える設計になっているそうです。

4 長い、広い、地下調節池



ハッチの先は直径6.4mの導水連絡管が続きます。職員の方のライトをたよりに歩き、環状七号線地下調節池に行き着きました。直径12.5m、トンネル状の巨大空間が、ここ堀ノ内から北にある妙正寺川取水施設まで、続いています。

職員の方がライトを消し、名物の「暗闇体験」をしました。空間の奥行きも感じられない文字通りの「真っ暗」で、異空間の体験でした。

この後、導水連絡管を戻り、階段やエレベーターで、それぞれ地上に出ました。

リアル見学会への参加は予約が必要ですが、バーチャルツアーも行っているの、気軽に閲覧ができます。

神田川・環状七号線地下調節池／東京都河川施設360° バーチャルツアー

検索

<https://www.kensetsu3.metro.tokyo.lg.jp/facility/kandagawa/index.html>

<参加者の感想>

- 大規模な施設ですが、普段は無人で降雨時でも施設を稼働するための人員は2人と聞き、もっと多くの人で対応されると思っていたので驚きました。
- 深さ43mからの帰りの階段がきつく、途中で休みながら戻りました。ほかにも休んでいる人が続出でした。
- 一見の価値ありです。豪雨の翌日に川の水位が上がっているのを見ると、地下調節池の雨水が放水されていることを実感するようになりました。(消費生活サポーター)

商品の購入、契約などについてトラブルが起きたとき、迷ったときなどお気軽にご相談下さい！

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)

杉並区立消費者センター

検索